

盛岡市工事請負契約約款の一部改正新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> 発注者及び受注者は、この約款(契約書(契約につき契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(昭和12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行つたものを含む。以下同じ。)を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> | <p>(総則)</p> <p><b>第1条</b> 発注者及び受注者は、この約款(契約書_____</p>   |
| 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。   | _____を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。 |
| 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。  | 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。  |
| 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  | 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。                                     |
| 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解約は、書面により行わなければならない。  | 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。   |
| 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。   | 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解約は、書面により行わなければならない。   |
| 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。  | 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。  |
| 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。  | 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。   |
| 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第39号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。  | 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。   |
| 10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。   | 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第39号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。   |
| 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。   | 10 この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。  |
| 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者   | 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。  |

は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならぬ。

は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならぬ。